

異文化コミュニケーション学部専門教育科目試験規則

第1章 総則

(目的・適用範囲)

第1条 この規則は、異文化コミュニケーション学部専門教育科目の試験について定める。

第2章 試験および受験資格

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験、追試験、試験時間重複特別試験および単位認定試験とする。再試験はこれを行わない。

(試験の方法)

第3条 試験の方法は、筆記試験・レポート試験とする。試験によらず、平常点等によって評価する場合もある。単位認定試験は、口頭試問により実施する。

(試験の時期)

第4条 定期試験は、春学期末、秋学期末の授業終了後に行う。

2 追試験および試験時間重複特別試験は、春学期末、秋学期末の定期試験終了後に行う。

3 単位認定試験は、おおむね6月と12月に行う。

(受験資格の喪失)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、受験資格を失う。

(1) 学生証不携帯の者（ただし、「臨時学生証」所持者を除く。）

(2) 当該科目の履修登録を完了していない者

(3) 当該試験期間に休学中・停学中の者

(4) 出席その他、当該科目の担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者

(出校停止による受験不可)

第5条の2 インフルエンザ、麻疹、コレラ等、学校保健安全法に定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）（以下「学校感染症」という。）に罹患中の者は試験を受験することができない。

第3章 筆記試験・レポート試験の実施

(試験日時等の掲示)

第6条 筆記試験日時・場所等の必要事項は、その都度異文化コミュニケーション学部掲示板に発表する。

(筆記試験日時の重複)

第7条 受験すべき定期試験（5大学間単位互換制度による科目等の他大学履修科目や、本学と他大学等との共同実施科目を含む。以下同じ。）について、次の各号に定める試験時間重複特別試験の受験資格に該当する場合は、定められた期間に教務事務センターに試験時間重複特別試験受験申請書を提出しなければならない。

- (1) 異文化コミュニケーション学部専門教育科目の試験が、他学部等において受験すべき試験と時間的に重複したとき。
 - (2) 受験すべき定期試験のうち、同日中に異文化コミュニケーション学部専門教育科目の試験と、異なる校地で実施される他学部等の試験を受験するに際し、校地移動時間に不足が認められたとき。
- 2 前項に該当する異文化コミュニケーション学部学生は、他学部等の試験を受験するものとし、異文化コミュニケーション学部専門教育科目の試験は、試験時間重複特別試験を受けるものとする。

（筆記試験時の学生証の携帯・提示）

第8条 学生証を携帯しない者は受験することはできない。ただし、「臨時学生証」を所持する場合は除く。

- 2 受験者は、受験中、学生証または「臨時学生証」を机上の見やすい位置に提示しておかなければならない。

（入室）

第9条 受験者は、試験開始の10分前には、指定の試験会場に入室していなければならない。

（遅刻者）

第10条 遅刻者の入室は、これを認めない。ただし、試験監督者の許可を得た場合に限り、試験開始後15分までは入室することができる。

- 2 交通機関の遅延による遅刻で、交通機関発行の遅延証明書を提出した場合には、試験開始後30分以内に限り、試験監督が入場を許可することがある。

（使用許可物）

第11条 教科書、参考書またはノートの類は、その使用が許可されたものを除き、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書またはノートの類の使用が許可された場合にも、試験場に入場した後は、それらを授受してはならない。

（解答用紙）

第12条 解答用紙は、当該試験時に交付されたものを使用しなければならない。

（発言等の禁止）

第13条 受験者は、試験監督者の許可なくして、発言し、文房具を授受し、または場外に出ることができない。

（退室）

第14条 受験者は、試験開始後30分を経過しなければ退室することはできない。

(退場命令)

第 15 条 試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。試験監督者の指示に従わない者については、試験監督者は退場を命ずることができる。

(レポート試験の掲示)

第 16 条 レポートの提出期間その他必要事項については、その都度異文化コミュニケーション学部掲示板に発表する。

(レポートの提出)

第 17 条 レポート試験と発表された科目については、異文化コミュニケーション学部指定のレポート表紙を綴じ付け、指定期間内にレポート提出証を添えて提出しなければならない。

2 病気その他のやむを得ない事由により、本人が提出できない場合は、代理人による提出を認める。

第 4 章 追試験・試験時間重複特別試験・単位認定試験

(追試験)

第 18 条 必修科目、先修科目および選択科目については第 19 条に定める追試験の受験資格に該当し、第 20 条に定める申請を行い、かつ異文化コミュニケーション学部が許可した場合には追試験を実施する。

(追試験の受験資格)

第 19 条 追試験を受験できる者は、別表に掲げる事由の場合とする。

(追試験の申請手続)

第 20 条 追試験を受験するものは、追試験受験申請書を提出し、かつ、別表に掲げる証明書等で、試験欠席理由を証明しなければならない。

2 追試験の許可は掲示で行う。

第 21 条 削除

(試験時間重複特別試験申請手続)

第 22 条 第 7 条第 1 項に該当する者は、当該学期の試験実施期間の最初の日から 1 週間前までに、試験時間重複特別試験受験申請書を教務事務センターに提出しなければならない。試験時間が変更されたことにより、第 7 条第 1 項に該当した者は、試験実施の翌日から 2 日以内に試験時間重複特別試験受験申請書を教務事務センターに提出しなければならない。

2 試験時間重複特別試験の許可は掲示で行う。

(単位認定試験)

第 23 条 単位認定試験の対象科目は、異文化コミュニケーション専門教育科目履修要項により指示する。

(単位認定試験の受験資格)

第 24 条 単位認定試験の対象科目の単位を修得していない者に対して実施する。

第5章 不正行為

(不正行為者への退場命令)

第25条 試験中、不正行為とみなされる行為が発見された場合には、試験監督者は、その受験者を直ちに退場させることができる。

(受験資格の喪失)

第26条 受験中に不正行為を行った者は、当該学期の、筆記試験全科目、異文化 CS 単位認定試験、全学共通科目英語単位認定試験および全学共通カリキュラムの英語単位認定試験の受験資格を失い、その成績は全て不合格となる。

(有効科目)

第27条 レポート試験科目、平常点科目、口頭試問科目等、原則として筆記試験以外の方法のみによって成績評価を実施する科目については、これを有効とする。ただし、不正行為以後の全ての受験資格を喪失する。

(処分の決定)

第28条 不正行為を行った者の処分は、その者の所属する学部教授会がこれを決定する。

2 不正行為の処分は、原則として停学とする。

附 則

1 本規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2022年4月1日から施行する。

〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

	試験欠席事由	添付すべき証明書類 事由によっては、立教大学が記入用紙を作成する場合がある
(1)	入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）ただし、 必修科目 、 先修科目 については、欄外*を参照	入院先機関の発行する入院証明書 注1)
(2)	インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症） <u>第1種または第2種の罹患による登校不能</u> 注2)	医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」注3）、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治療証明書」注4)
(3)	忌引（保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない） 注5)	本人と保証人の署名・捺印のある書類（様式は自由、本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等）
(4)	交通機関の30分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書
(5)	重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書
(6)	学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書
(7)	就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない）	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時を明記、社印が押印されていること）
(8)	他大学大学院入学試験	受験票のコピー
(9)	日本代表としてのスポーツ公式競技への参加	派遣元団体が大学に宛てた公文書
(10)	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、裁判員に選任された場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」
(11)	上記10事項に準ずる事由 注6)	

* 必修科目、先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科の規定を参照すること。

注1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内

容であること。

- 注 2) 上記(2)に該当した場合には、速やかに所属キャンパスの教務窓口へ連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。
- 注 3) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治癒時に受診した医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある「診断書」』の2種類をもって「罹患期間についての証明」とすることが可能となる。
- 注 4) 上記(2)に該当した場合の「治癒証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。
http://www.rikkyo.ac.jp/support/academic_affairs/academic_division/
- 注 5) 3親等以内の血族または姻族とは次を指す。
血族—父母・子、祖父母・兄弟姉妹・孫、曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫
姻族—配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など）、配偶者の祖父母・配偶者の兄弟、姉妹・孫の配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者
- 注 6) 原則として、事前の届出に対して審査を行うので、所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせのこと。